

# 多賀町議会基本条例

令和3年9月6日  
条例第17号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会、委員会および議員の活動原則（第2条・第3条）
- 第3章 町民と議会の関係（第4条）
- 第4章 議会と行政の関係（第5条―第8条）
- 第5章 自由討議の拡大（第9条）
- 第6章 委員会の活動（第10条）
- 第7章 議会および議会事務局の体制整備（第11条・第12条）
- 第8章 議員の政治倫理、身分および待遇（第13条・第14条）
- 第9章 最高規範性および見直し手続（第15条―第17条）

### 付則

### 前文

地方議会は、二元代表制の一翼を担い、町民の信託を受けた代表機関として意思決定を行う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきている。

このため多賀町議会は、議会機能を十分に発揮するとともに議会活動を通じて、町長その他の執行機関と対等で緊張ある関係を保ちながら、町民が求める安全、安心で住みよい町をつくるために、議会および議員が果たすべき必要な事項について、この条例に定める。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、町政の情報公開と町民参加を原則とした、地方分権時代にふさわしい町民に身近な議会ならびに議員の活動の活性化、充実および資質の向上のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、町民の福祉向上と安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会、委員会および議員の活動原則

#### （議会の活動原則）

第2条 議会は、町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性および信頼性を重視して、適正な町政運営が行われているかを監視し、町民の視点に立って評価する。

2 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるため、必要な政策提言等に努める。

3 議会は、町民にわかりやすい議会運営を行うため、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる多賀町議会委員会条例（昭和62年多賀町条例第1号）の規定による常任委員会、議会運営委員会および特別委員会の審査に当たっては、町民にわかりやすい議論を行うものとする。

4 議会は、町民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努める。

#### （議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の場であり合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、町政推進の課題全般について町民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

3 議員は、自己の能力を高めるため日々の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

### 第3章 町民と議会の関係

(町民参加および町民との連携)

第4条 議会は、町民に対して議会の活動を積極的に公開するとともに、説明責任を十分に果たさなければならないこと。ただし、議長、委員長等が非公開と決定したときはこの限りでない。

2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則として公開する。

3 議会は、会議の運営に当たり、参考人制度および公聴会制度を十分に活用して、専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、町民の多様な意見を議会運営に的確に反映させるため、必要に応じて、町民との意見交換の場を設けることができる。

5 議会は、議会で行われた議案等の審議過程および結果について町民に報告するため、議会報告会を開催することができる。

6 議会は、請願および陳情を町民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者および陳情者の求めに応じて、意見陳述を行う場を設けることができる。

### 第4章 議会と行政の関係

(議会、議員、町長等の関係)

第5条 議会審議における町長および担当職員（以下「町長等」という。）との関係は、常に透明性の確保と緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における質疑および一般質問は、広く行政の推進の論点および争点を明確にするため、一問一答方式とする。

3 本会議または委員会に出席した町長は、議員からの質問に対し、その論点の整理または質問の主旨を明確にするため、議長または当該委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲で、反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長等が提案する総合計画その他重要政策、施策、事業等を策定しようとするときは、あらかじめ議会の意見を聴くよう求める。

2 町長等は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、または前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

(1) 政策等を必要とする根拠

(2) 総合計画における根拠または位置づけ

(3) 政策等の実施に要する経費およびその財源計画

(4) 将来にわたる効果、政策等の維持管理を含めた財源措置

3 議会は、前項の重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

(予算および決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、町長が予算案および決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定を準用し、町長に対し、施策別または事業別の政策説明資料の作成に努めるよう求める。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく町の基本構想および基本計画を議会の議決事項とし、議会と町長が責任を担いながら、透明性の高い町政の運営に努めるものとする。

2 町長等は、その他主要な計画等の策定については、議会へ概要を報告し、議会の理解を得られるよう求める。

#### 第5章 自由討議の拡大

(討議による合意形成)

第9条 議会は、議論の場であることを十分認識し、議長は、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議員は、自由討議を積極的に行い、その結果として、議会の統一した意思決定に向けて、合意形成に努めるものとする。

#### 第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第10条 議会は、社会経済情勢により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を生かし適切な運営に努めるとともに、政策立案および政策提言を行うものとする。

#### 第7章 議会および議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成および立案機能を高めるため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たって、研究会の開催、学識経験者の助言、他の自治体の調査およびその他政策研究の機会を積極的に設けなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会事務局の調査および法務機能の強化に努めるとともに、町民への情報発信および議会の広報活動ならびに町民参加の議会を推進し、開かれた議会機能を充実するため、議会事務局の体制整備を図るものとする。

#### 第8章 議員の政治倫理、身分および待遇

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、町民全体の代表としてその倫理性を常に自覚し、町民から疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数および議員報酬)

第14条 議員定数および議員報酬は、別に条例で定めるところによる。

2 議員定数および議員報酬を改正する条例を委員会または議員から提出する場合は、町民の意見を聴くとともに、明確な改正理由を付さなければならない。

#### 第9章 最高規範性および見直し手続

(最高規範性)

第15条 この条例は、議会における最高の規範であって、議会はこの条例で定める目的または推進項目等を実現するために必要な事項について、条例、規則等を制定して、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

(議会および議員の責務)

第16条 議会および議員は、この条例の理念および原則ならびにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し等)

第17条 議会は、必要に応じて、この条例の目的または推進事項等が達成されているか検証する。この場合において、この条例の改正が必要と認められる場合は、適正な措置を講じなければならない。

#### 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。